別表六の二（十八）付表　調整前個別帰属法人税額の計算に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

		円
個別所得金額に係る連結法人税個別帰属額	1	
中小連結法人の試験研究費に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(六)「19」）×｛別表六の二(六)付表「5」／別表六の二(六)付表「6」 又は 別表六の二(六)付表「15」／別表六の二(六)付表「16」｝	2	
特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(九)「6」と「12」のうち少ない金額）×別表六の二(九)付表「15」／別表六の二(九)付表「3」＋（別表六の二(九)「7」と（（別表六の二(九)「12」－「6」）と０のうち多い金額）のうち少ない金額）×別表六の二(九)付表「16」／別表六の二(九)付表「4」＋（（別表六の二(九)「12」－「6」－「7」）と０のうち多い金額）×別表六の二(九)付表「1」－「15」－「16」／別表六の二(九)付表「2」－「3」－「4」	3	
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十)「8」）	4	
中小連結法人が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十一)「8」＋「16」）	5	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十二)「9」＋「17」）	6	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十五)「10」）	7	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十六)「9」）	8	
地方事業所基準雇用者数に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十七)「41」）×｛別表六の二(十七)付表三「9」／別表六の二(十七)付表三「10」 又は 別表六の二(十七)付表三「15」／別表六の二(十七)付表三「16」｝	9	
地方事業所特別基準雇用者数に係る法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十七)「47」）×別表六の二(十七)付表三「18」／別表六の二(十七)付表三「19」	10	
特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(十九)「7」）	11	
中小連結法人が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(二十)「9」＋「17」）	12	
国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(二十一)「17」）×別表六の二(二十一)付表「6」／別表六の二(二十一)付表「7」	13	
中小連結法人の給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(二十二)「17」）×別表六の二(二十二)付表「5」／別表六の二(二十二)付表「6」	14	
認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(二十四)「13」）	15	
事業適応設備を取得した場合等の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(二十五)「9」＋「19」＋「29」）	16	
特定復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(二十六)「14」＋「22」）	17	
特定復興産業集積区域等において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除に係る個別帰属額 （別表六の二(二十七)「28」）×｛別表六の二(二十七)「3」／別表六の二(二十七)「16」、別表六の二(二十七)「5」／別表六の二(二十七)「18」 又は 別表六の二(二十七)「11」／別表六の二(二十七)「25」｝	18	
連結親法人が中小連結親法人以外の場合の調整前個別帰属法人税額 （別表六の二(十八)「5」）＋(1)－(4)－(5)－(6)－(11)－(12)－(17)－(18)	19	
連結親法人が中小連結親法人の場合の調整前個別帰属法人税額 （別表六の二(十八)「5」）＋(1)－((2)から(18)までの計)	20	

（用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４）